

市職員が講師となつて
出前講座を行います

皆さんの地域・学校・職場へ出張し、市の職員が無料で講座を開催します。71のメニューがあり、市役所各課の担当職員が市政に関する学習のお手伝いをします。

とき 平日・休日を問わず9時～21時のうち2時間以内
ところ 市内に限ります(会場は申込者が用意して下さい)
対象 市内の10人以上の団体やグループ、企業など
講師 市職員(各課担当者)
※申込方法等の詳細は、お問い合わせ下さい。
※政治、宗教または営利を目的とした催し等を行うときは、講師を派遣できません。



◆講座の一部をご紹介

分類	講座名	分類	講座名
市政	沼津市のまちづくりについて	都市・交通	バスに乗ろう！
	PTA・地域の広報紙の作り方		空き家について
安全・安心	土砂災害の話	福祉	子どもの貧困対策と支援窓口について
	プロジェクト「TOUKAI-0」我が家の専門家診断及び耐震補強助成制度		手話を知ろう
くらし	SNS講座～入門編～	教育・文化	沼津のいろいろ文化財
	消費者トラブルあれこれ		元フェンシング日本代表選手によるオリンピック講座
環境・水	身近な環境について	健康	生涯学習のススメ
	浄化槽について		お口の健康 学びマウス！～オーラルフレイル予防講座～
産業	地産地消運動について		女子力アップのための健康づくり
	地域ごとに特色あるって面白い！沼津市の4漁協		子どもの体力アップ運動講座

※詳細は、市役所8階生涯学習課に設置のパンフレットまたは、市ホームページをご覧ください。
[広報ぬまづ](#) [検索](#)

事前エントリー受付中！
沼津市奨学金返還支援制度

市内の中小企業に就職し、市内に居住した人を対象に、在学中に借り入れた奨学金返還金の一部補助をします。

奨学金の返還を市が支援します！

市では、本市の産業の未来を担う人材の確保・定住を促進するため「沼津市奨学金返還支援制度」を用意しています。制度を利用し、本市の魅力的な中小企業で働いてみませんか。令和3年4月就職予定の人の事前エントリーを受け付けていますのでご応募下さい。



補助内容

補助金額 奨学金返還金の月額を基礎とし、年間24万円まで
補助期間 奨学金を返還している期間を対象とし、最長60カ月(5年)
※一人あたり120万円まで
定員 5人(選考あり)

対象 下記①②を両方満たす人
①大学等を卒業または修了後、沼津市に居住し、沼津市に本社または本店のある中小企業に令和3年4月に就職する予定の人
②大学等在学中に日本学生支援機構から第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を受けている人
応募方法 沼津しごと応援サイト「ぬまjob」に登録後申込



※補助を受けるためには、申込期限までに事前エントリーが必要となります。※応募者多数の場合は、選考の上、支援対象者を認定します。※詳細は、沼津しごと応援サイト「ぬまjob」をご覧ください。



安全安心なまちへ！
問題解決のお手伝い

市では市民の皆さんが抱える困りごとの解決をお手伝いするために、様々な相談に応じています。

消費生活に関する相談 消費生活センター 055-934-4841

相談の種類	とき	内容
消費生活相談	月～金曜日、8時30分～17時15分	契約問題や悪質商法に関する相談など消費生活全般

暮らしに関する各種相談 市民相談センター 055-934-4700

相談の種類	とき	内容
市政・一般相談	月～金曜日、8時30分～17時15分	個人の生活上に生じた問題についての相談や市への要望・意見など
交通事故相談	月～金曜日、8時30分～17時	交通事故全般
専門家による以下の相談は予約が必要です。		
人権・法律相談	毎月第1・3水曜日、13時～16時	人権問題や法律問題全般
戸田地区人権相談 ※くらし戸田で実施	10・12・3月の第2水曜日、13時～16時	人権問題全般
建築相談	毎月第2火曜日、13時～16時	建築関係全般
行政相談	毎月第2・4水曜日、10時～15時	国・県・市などの行政サービス等に関する要望・意見など
多重債務相談	毎週金曜日、13時～17時	債務整理(自己破産、過払金返還請求等)、消費契約問題、金銭トラブルなど
司法書士相談	毎月第3火曜日(8月を除く)、13時～16時	相続、遺言、贈与、不動産登記、成年後見など
不動産取引相談	毎月第1木曜日(1・5月を除く)、13時～16時	不動産売買、賃貸借等に関する相談など
測量・登記相談	毎月第2木曜日、13時～16時	測量・登記・境界問題等に関する相談

地震から命を守るために、高齢者や身体の不自由な人、母子家庭世帯を対象に、家具の固定作業を無料で実施しています。この機会に地震に対する備えをしませんか。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、多くの人が家具等の転倒によって亡くなったり、けがをしたりしています。地震から命を守るために、市では条件を満たす世帯を対象に、家具の固定(取付け費・金具代)を無料で実施しています。ぜひ、ご利用下さい。



※固定後の家具の移動や金具の取り外しは行っていません。※賃貸住宅では、家主等の了解が必要となる場合があります。※申込方法等の詳細は、お問い合わせ下さい。

対象となる世帯

- 満65歳以上の高齢者のみの世帯(同一世帯に満18歳未満の人がいる場合も可)
- 次の①～⑥に該当する人を含む世帯
 - ①身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ②療育手帳の交付を受けている人
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 - ④障害厚生年金・障害基礎年金の受給権がある人
 - ⑤要介護・要支援認定を受けている人
 - ⑥特定医療費受給者証または特定疾患医療受給者証の交付を受けている人
- 母子家庭世帯
母親及び満18歳未満の子のみの世帯(同一世帯に満65歳以上の人がいる場合も可)

対象となる家具等

タンス・本棚・冷蔵庫・食器棚など4品まで。
※扉の開閉防止は含まれておりません。希望者には有料で実施します。



地震から命を守るために
無料で家具を固定します！

